

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和6年（2024年）4月10日
飯山市

令和5年（2023年）5月から任意で設置しておりました飯山市新型コロナウイルス感染症警戒本部は、以下の理由により、令和6年（2024年）4月10日をもって廃止いたしました。

【廃止の理由】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年（2023年）5月8日より5類に変更され、国は令和6年（2024年）3月末までを移行期間とし、令和6年（2024年）4月より通常の保健・医療体制に移行することを決めました。これにともない長野県も、新型コロナウイルス感染症警戒・対策本部並びに対応方針を、令和6年（2024年）3月31日をもって廃止したため。

新型コロナウイルス感染症の発生から約4年間にわたり、法に基づく対策本部の時期も含め、市民の皆さまのご理解とご協力により、地域で感染がまん延する困難な状況も乗り越えることができました。あらためて、市民の皆さまと医療機関など関係の方々へ、厚く御礼を申し上げます。

なお、令和5年（2023年）4月26日に発出した飯山市新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針についても、令和6年（2024年）4月10日をもって廃止しますが、新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関する市へのお問合せ、ご相談は民生部保健福祉課健康増進係（電話 67-0727）が窓口となり対応します。

また、基本的な感染対策（手洗い等の手指衛生、換気、状況に応じたマスクの着用など）については、インフルエンザ等を含めた感染症対策として効果が認められるものです。市民の皆さまには、それぞれの状況に応じた感染予防や健康づくりへのお心がけを、引き続きお願い申し上げます。